

令和 3 年

# 大和市議会第 1 回定例会議案書



# 目 次

ページ

報告第 1 号	専決処分の承認について（令和 2 年度大和市一般会計補正予算 （第 1 0 号））	1
議案第 1 号	大和市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正 する条例について	3
議案第 2 号	大和市手数料条例の一部を改正する条例について	5
議案第 3 号	大和市柳橋ふれあいプラザ条例及び大和市都市公園条例の一部 を改正する条例について	11
議案第 4 号	大和市介護保険条例の一部を改正する条例について	13
議案第 5 号	大和市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 を定める条例等の一部を改正する条例について	17
議案第 6 号	権利の放棄について	20
議案第 7 号	令和 2 年度大和市一般会計補正予算（第 1 1 号） （以下、議案第 1 8 号まで別冊のとおり。）	
議案第 8 号	令和 2 年度大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	
議案第 9 号	令和 2 年度大和市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	
議案第 1 0 号	令和 2 年度大和市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）	
議案第 1 1 号	令和 2 年度大和市病院事業会計補正予算（第 3 号）	
議案第 1 2 号	令和 2 年度大和市下水道事業会計補正予算（第 3 号）	
議案第 1 3 号	令和 3 年度大和市一般会計予算	
議案第 1 4 号	令和 3 年度大和市国民健康保険事業特別会計予算	
議案第 1 5 号	令和 3 年度大和市介護保険事業特別会計予算	
議案第 1 6 号	令和 3 年度大和市後期高齢者医療事業特別会計予算	
議案第 1 7 号	令和 3 年度大和市病院事業会計予算	
議案第 1 8 号	令和 3 年度大和市下水道事業会計予算	



報告第1号

専決処分の承認について（令和2年度大和市一般会計補正予算（第10号））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年2月25日提出

大和市長 大 木 哲



## 専 決 処 分 書

次に掲げる予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

令和2年度大和市一般会計補正予算（第10号）（別紙）

### 理由

新型コロナウイルスワクチンの接種を速やかに実施するため、予算を早急に補正する必要による。

令和3年1月15日

大和市長 大 木 哲

議案第1号

大和市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

大和市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月25日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

この条例を提出したのは、診療手当の改正等を行いたい必要による。

大和市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

大和市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和36年大和市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「10,000,000円」を「13,000,000円」に改める。

附則第3項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第9条第3項の規定は、令和3年5月以後に支給する診療手当について適用し、同月前に支給する診療手当については、なお従前の例による。

（大和市国民健康保険条例の一部改正）

- 3 大和市国民健康保険条例（昭和34年大和市条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）」に改める。

## 議案第2号

大和市手数料条例の一部を改正する条例について

大和市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月25日提出

大和市長 大 木 哲

## 提案理由

この条例を提出したのは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）が公布されたことに伴い、建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定手数料等の改定等を行いたい必要による。

## 大和市手数料条例の一部を改正する条例

大和市手数料条例（昭和26年大和町条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表都市の低炭素化の促進に関する法律関係の表第1号(1)ウ(イ)中fをgとし、cからeまでをdからfまでとし、同(イ)b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同(イ)中bをcとし、aの次に次のように加える。

b 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の建築物  
140,000円

別表都市の低炭素化の促進に関する法律関係の表第1号(1)ウ(ウ)中fをgとし、cからeまでをdからfまでとし、同(ウ)b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同(ウ)中bをcとし、aの次に次のように加える。

b 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の建築物  
300,000円

別表都市の低炭素化の促進に関する法律関係の表第1号(2)ウ(イ)中fをgとし、cからeまでをdからfまでとし、同(イ)b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同(イ)中bをcとし、aの次に次のように加える。

b 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の建築物  
17,000円

別表都市の低炭素化の促進に関する法律関係の表第1号(2)ウ(ウ)中fをgとし、cからeまでをdからfまでとし、同(ウ)b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同(ウ)中bをcとし、aの次に次のように加える。

b 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の建築物  
17,000円

別表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表第1号(1)中「・」を「、」に、「第1条第1号ロ」を「第1条第1項第1号ロ」に改め、同(1)ア中「それぞれ」を「、それぞれ」に、「金額」を「額」に改め、(エ)を(カ)とし、(ア)から(ウ)までを(ウ)から(オ)までとし、同アに(ア)及び(イ)として次のように加える。

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物  
110,000円

(イ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物  
150,000円

別表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表第1号(1)イ中「それぞれ」を「、それぞれ」に、「金額」を「額」に改め、同イ中(エ)を(カ)とし、(ア)から(ウ)までを(ウ)から(オ)までとし、同イに(ア)及び(イ)として次のように加える。

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の工場等  
26,000円

(イ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の工場等  
38,000円

別表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表第1号(2)ア中「それぞれ」を「、それぞれ」に、「金額」を「額」に改め、同ア中(エ)を(カ)とし、(ア)から(ウ)までを(ウ)から(オ)までとし、同アに(ア)及び(イ)として次のように加える。

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物  
290,000円

(イ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物  
370,000円

別表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表第1号(2)イ中「それぞれ」を「、それぞれ」に、「金額」を「額」に改め、同イ中(エ)を(カ)とし、(ア)から(ウ)までを(ウ)から(オ)までとし、同イに(ア)及び(イ)として次のように加える。

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の工場等  
31,000円

(イ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の工場等  
43,000円

別表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表第3号(1)中「それぞれ」を「、それぞれ」に改め、同(1)中オをカとし、イからエまでをウからオまでとし、同(1)ア中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同アを同(1)イとし、同(1)にアとして次のように加える。

ア 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物  
26,000円

別表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表第5号中「第29条第1項」を「第34条第1項」に改め、同号(1)ア及びイ（(イ)及び(ウ)を除く。）中「応じ、」の次に「それぞれ」を加え、同イ(イ)及び(ウ)を次のように改める。

(イ) 非住宅部分（基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)（非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合及び基準省令附則第3条第2項に該当する場合にあっては、同号ロ(2)）の評価方法により申請された建築物に係るものに限る。） 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- a 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 87,000円
- b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物 110,000円
- c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 150,000円
- d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 240,000円
- e 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の建築物 310,000円
- f 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の建築物 370,000円
- g 床面積の合計が25,000平方メートル以上の建築物 440,000円

(ウ) 非住宅部分（(イ)に該当するものを除く。） 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- a 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 230,000円
- b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物 290,000円
- c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 370,000円
- d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 530,000円
- e 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の建築物 650,000円
- f 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の建築物 770,000円
- g 床面積の合計が25,000平方メートル以上の建築物 870,000円

別表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表第5号(1)ウ中「第29条第3項」を「第34条第3項」に改め、「応じ、」の次に「それぞれ」を加え、同ウ(ウ)中「第30条第1項第4号」を「第35条第1項第4号」に、「登録住宅性能評価機関若しくは登録建築物エネルギー消費性能判定機関(以下「登録住宅性能評価機関等」という。)」を「登録住宅性能評価機関等」に改め、同号(2)中「第30条第1項第1号」を「第35条第1項第1号」に改め、同(2)イ中「応じ、」の次に「それぞれ」を加え、同イ(イ)中fをgとし、cからeまでをdからfまでとし、同(イ)b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同(イ)中bをcとし、aの次に次のように加える。

b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物 16,000円

別表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表第5号(2)ウ中「応じ、」の次に「それぞれ」を加え、同ウ(ウ)中「第30条第1項第4号」を「第35条第1項第4号」に改め、同表第6号中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同表第7号中「第31条第1項」を「第36条第1項」に改め、同号ウ中「応じ、」の次に「それぞれ」を加え、同表第8号中「第31条第1項」を「第36条第1項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に、「第31条第2項」を「第36条第2項」に改め、同表第9号中「第36条第1項」を「第41条第1項」に改め、同号(1)ウ中「応じ、」の次に「それぞれ」を加え、同ウ(ウ)中「第1条第1項第1号イ又は同項第3号ロに適合するものとして」を「第1条第1項第1号ロの評価方法により」に改め、同号(2)中「第30条第1項」を「第35条第1項」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。



### 議案第3号

大和市柳橋ふれあいプラザ条例及び大和市都市公園条例の一部を改正する条例について

大和市柳橋ふれあいプラザ条例及び大和市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月25日提出

大和市長 大 木 哲

### 提案理由

この条例を提出したのは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和3年度における大和市柳橋ふれあいプラザ浴室及び引地台温水プールの供用を停止したい必要による。

大和市柳橋ふれあいプラザ条例及び大和市都市公園条例の一部を改正する条例

(大和市柳橋ふれあいプラザ条例の一部改正)

第1条 大和市柳橋ふれあいプラザ条例(平成5年大和市条例第32号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(令和3年度における浴室の供用停止)

2 第16条第1項の規定にかかわらず、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、浴室の供用を停止する。

(大和市都市公園条例の一部改正)

第2条 大和市都市公園条例(昭和45年大和市条例第24号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(令和3年度における引地台温水プールの供用停止)

2 第38条第1項の規定にかかわらず、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、引地台温水プールの供用を停止する。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第4号

大和市介護保険条例の一部を改正する条例について

大和市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月25日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

この条例を提出したのは、保険料率の改定等を行いたい必要による。

## 大和市介護保険条例の一部を改正する条例

大和市介護保険条例（平成12年大和市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 令第39条第1項第1号イ又はロに掲げる者 35,009円

第6条第1項第2号中「34,192円」を「35,009円」に改め、同項第3号中「47,869円」を「49,013円」に改め、同項第4号中「51,288円」を「52,514円」に改め、同項第5号中「61,546円」を「63,017円」に改め、同項第6号中「68,385円」を「70,019円」に改め、同項第7号中「78,642円」を「77,020円」に改め、同号ア中「いう。ただし」を「いい」に改め、「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加え、「第38条第4項」を「第22条の2第2項」に改め、「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」を加え、同項第8号中「85,481円」を「84,022円」に改め、同項第9号中「102,577円」を「105,028円」に改め、同項第10号中「109,416円」を「115,531円」に改め、同項第11号中「116,254円」を「122,533円」に改め、同項第12号中「133,350円」を「143,538円」に改め、同項第13号中「140,189円」を「154,041円」に改め、同項第14号中「147,027円」を「164,544円」に改め、同項第15号中「157,285円」を「178,548円」に改め、同項第16号中「170,962円」を「210,057円」に改め、同条第2項中「平成30年度における保険料率は30,773円とし、令和元年度における保険料率は25,644円とし、令和2年度における保険料率は20,515円」を「令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、21,006円」に改め、同条第3項中「令和元年度における保険料率は39,321円とし、令和2年度における保険料率は30,773円」を「令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、31,509円」に改め、同条第4項中「令和元年度における保険料率は49,579円とし、令和2年度における保険料率は47,869円」を「令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、49,014円」に改める。

第7条第3項中「すべて」を「全て」に改める。

第11条第2項第1号及び第12条第2項第1号中「被保険者及びその者の」を「第1

号被保険者及びその」に改める。

附則に次の見出し及び3項を加える。

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

- 6 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第6条第1項(第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第7号ア中「合計所得金額をいい」とあるのは、「合計所得金額をいい、所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から100,000円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)によるものとし」とする。
- 7 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。
- 8 附則第6項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第6条の規定は、令和3年度分以後の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。



議案第5号

大和市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例  
等の一部を改正する条例について

大和市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部  
を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月25日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

この条例を提出したのは、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）が公布されたことに伴い、所要の改正を行いたい必要による。

大和市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例  
等の一部を改正する条例

(大和市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部  
改正)

第1条 大和市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例  
(平成30年大和市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「指定居宅介護支援事業者等」を「指定居宅介護支援等の事業者(指  
定居宅介護支援事業者及び基準該当居宅介護支援の事業者をいう。以下同じ。)」に改  
め、同条第4項中「指定居宅介護支援事業者等」を「指定居宅介護支援等の事業者」に  
改め、同条に次の2項を加える。

5 指定居宅介護支援等の事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要  
な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じな  
ければならない。

6 指定居宅介護支援等の事業者は、指定居宅介護支援等を提供するに当たっては、法  
第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、  
適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(大和市指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める条例の一部  
改正)

第2条 大和市指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める条例(平  
成26年大和市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「指定介護予防支援事業者等」を「指定介護予防支援等の事業者(指  
定介護予防支援事業者及び基準該当介護予防支援の事業者をいう。以下同じ。)」に改  
め、同条第4項中「指定介護予防支援事業者等」を「指定介護予防支援等の事業者」に  
改め、同条に次の2項を加える。

5 指定介護予防支援等の事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要  
な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じな  
ければならない。

6 指定介護予防支援等の事業者は、指定介護予防支援等を提供するに当たっては、法  
第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、  
適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(大和市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 大和市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例(平成24年大和市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第1条中「指定地域密着型介護予防サービス」の次に「(以下「指定地域密着型サービス等」という。)」を加える。

第3条第2項中「及び指定地域密着型介護予防サービス」を「等」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定地域密着型サービス事業者等は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型サービス事業者等は、指定地域密着型サービス等を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第20条中「及び指定地域密着型介護予防サービス」を「等」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の大和市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例第3条第5項、第2条の規定による改正後の大和市指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める条例第3条第5項及び第3条の規定による改正後の大和市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例第3条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とする。

## 議案第6号

### 権利の放棄について

本市は、次のとおり権利を放棄する。

- 1 権利の内容 市営住宅の家賃に係る債権
- 2 債権金額 1,007,300円
- 3 債務者 市内在住者
- 4 放棄の理由

平成18年1月31日に破産法（平成16年法律第75号）第252条第1項の規定による免責許可の決定がなされた当該債権の回収が不可能となったため。

令和3年2月25日提出

大和市長 大 木 哲

### 提案理由

市営住宅の家賃に係る債権を放棄したい必要による。